

社団法人福島県食品衛生協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人福島県食品衛生協会と称する。

(兼 務)

第 2 条 本会は、社団法人日本食品衛生協会福島県支部を兼ねる。

(事務所の所在地)

第 3 条 本会は、事務所を福島市仲間町 10 番地 1 号に置く。

(目 的)

第 4 条 本会は、飲食に起因する食中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止し、進んで食品の質の向上を図り、食品関係業者及び消費者に対し広く食品衛生思想の普及啓発を行い、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- 1 食品衛生思想の普及に関する事業
- 2 会員営業施設の改善に関する事業
- 3 食品添加物、飲食用器具、容器、包装の改善に関する事業
- 4 食品衛生に必要な調査研究に関する事業
- 5 食品衛生に関する指導及び相談事業
- 6 会員の福利厚生に関する事業
- 7 その他、食品衛生に関する事業

第2章 会員及び機構

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、福島県内で食品衛生に規定する食品等を取扱う者で営業所を有するもののうち、所定の様式による申し込みをし、会長の承認を受けたものとする。

本会の目的に賛同し、入会を希望する者を会長の承認を得て会員とすることができる。

会員は、次の4種とし、正会員をもって民法上の会員とする。

正 会 員 普通会員のうち各支部を代表する者
各支部の正会員の数は別に定める。

普通会員 第1項の規定により入会した者

特別会員 普通会員のうち会長が特に承認した者

賛助会員 前項の規定により入会した者

(会費及び入会金)

第 7 条 会員は、総会の定めるところにより、会費を納めなければならない。

会員となろうとする者は、総会の定めるところにより、入会金を納めなければならない。

すでに納められた会費及び入会金は、返還しないものとする。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、その旨を会長に届け出て退会することができる。

会員で次の各号の 1 に該当したときは、退会したものとみなす。

- 1 死亡したとき。
- 2 廃業したとき。
- 3 除名されたとき。
- 4 破産の宣告があったとき。

(除名)

第 9 条 会員が本会の名誉をき損し、若しくは、この定款に反する行為をしたとき、または会員としての義務に違反したときは、総会の決議により除名することができる。

(支部)

第 10 条 本会は、別に定める地域ごとに支部を設け、支部規定を定めることができる。

第 3 章 役員及び職員

(役員及び定数)

第 11 条 本会に次の各号に掲げる理事及び監事の役員を置く。

- 1 理事 27 人以内
- 2 監事 3 人

(選任)

第 12 条 理事は、正会員および学識経験者の中から、監事は正会員の中から総会の決議により選任する。

理事は互選により、会長 1 人、副会長 7 人以内、専務理事 1 人、常任理事 10 人以内を選任する。

理事と監事はこれを兼ねることができない。

(職務権限)

第 13 条 会長は、本会を統理し、本会を代表し社団法人日本食品衛生協会福島県支部長を兼ねる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはあらかじめ会長が定めた順序により、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

専務理事は、会長を補佐し、通常業務を処理する。会長、副会長とも事故あるときは、

その職務を代理する。

常任理事は、会務の執行について、会長を補佐する。

第 14 条 監事は、民法第 59 条に掲げる職務を行う。

(任 期)

第 15 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠のため就任した任期は、前任者の残任期間とする。

(任期満了等の場合)

第 16 条 役員が任期満了、又は辞任により退任した場合は、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(資格喪失による退職)

第 17 条 正会員の中から選ばれた役員が、普通会员の資格を失ったときは退任するものとする。

(顧問及び参与)

第 18 条 本会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

顧問及び参与は、学職経験者の中から理事会の推せんにより会長がこれを委嘱する。

顧問及び参与は、特定事項について会長の諮問に応ずる。

(支部長)

第 19 条 支部長は支部の推せんにより、会長がこれを委嘱する。

支部長は、支部の業務を行う。

(事務局)

第 20 条 本会に事務局を置き、職員若干人を置くことができる。

職員の任免は会長が行う。

第 4 章 会 議

(総会の構成等)

第 21 条 総会は正会員（以下「会員」という。）をもって構成する。

第 22 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の議決事項)

第 23 条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 1 年度事業計画及び事業報告に関すること。
- 2 予算及び決算の承認に関すること。
- 3 定款の変更に関すること。
- 4 その他の重要な事項。

(総会の召集)

第 24 条 通常総会は、毎年 5 月に会長が召集する。

臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が召集する。

会員の総数の 3 分の 1 以上にあたる者、又は監事が会議の目的である事項を示して総会の召集を請求したときは、会長が 1 ヶ月以内に総会を召集する。

総会を召集するには、その閉会の日から 7 日前までに書面で会員に通知しなければならない。

前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議に付議しようとする事項を記載しなければならない。

(総会の定足数)

第 25 条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

総会議事は、この定款に別に定めるもののほか出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 26 条 やむを得ない事由のため、総会に出席出来ない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議長)

第 27 条 総会は、その総会に出席したもののうちから議長を選任するものとする。

総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、総会の事務を統理する。

(総会の議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 開会の日時及び場所
- 2 総会員の数及び出席会員の数
- 3 議事の経過の概要及びその結果

議事録には、議長のほか、出席会員のうちからその決議において選出された 2 人以上が署名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の議決事項)

第 30 条 理事会は、総会の議決した事項、その他本会の事務の執行に関する事項について議決する。

(理事会の召集)

第 31 条 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議しようとする事項を示して理事会召集の請求があったときは、会長は、すみやかに理事会を召集しなければならない。

(理事会の議長)

第 32 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第 33 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第 34 条 理事会の議事録については、第 28 条を準用する。

(常任理事会の構成)

第 35 条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の処理すべき事項)

第 36 条 常任理事会は、次に掲げる事項について審議、決定する。

- 1 総会又は、理事会から委任された事項
- 2 理事会に附議する事項
- 3 年度事業の執行に関する事項
- 4 予算の執行及び資産の管理に関する事項
- 5 その他必要な事項

(常任理事会の召集)

第 37 条 常任理事会は、必要に応じて会長が召集する。

常任理事の 3 分の 1 以上により会議に附議しようとする事項を示して常任理事会召集の請求があったときは、会長はすみやかに常任理事会を召集しなければならない。

(常任理事会の議長)

第 38 条 常任理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(常任理事会の定足数)

第 39 条 常任理事会の定足数は第 33 条を準用する。

(部会等)

第 40 条 本会は、本会の目的を達成するために必要な部会等を置くことができる。

前項の部会等の設置及び運営に関する規定は、常任理事会が別に定める。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

- 1 入会金及び会費
- 2 寄付金品

- 3 資産から生ずる収入
- 4 県支出金
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第 42 条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は総会で定める。

(予算及び決算)

第 43 条 本会の収入予算は、総会の議決を経て定め、収入予算は、年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 44 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 定款変更、解散及び残余財産

(定款変更及び解散)

第 45 条 この定款の変更及び解散は、総会において、総会員数の 3 分の 2 以上の同意により決する。

本会が解散したときの残余財産は、会員の 3 分の 2 以上の同意を得て、本会と類似する目的を有する法人に寄附するものとする。

第 7 章 補 則

(理事会への委任)

第 46 条 この定款の施行に関し必要な事項は理事会が定める。

(設立当初の役員)

第 47 条 本会の設立当初の役員及びその任期は、第 12 条及び、第 15 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(設立当初の事業計画及び予算)

第 48 条 本会の設立初年度の事業計画及び予算は第 23 条及び第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

(福島県食品協会からの債権及び債務の承継)

第 49 条 本会の設立によって解散する福島県食品協会が現に有していた一切の債権及び債務は、本会が承継する。

附 則

この定款は、本会の設立について、福島県知事の認可のあった日から施行する。

この定款は、昭和 48 年 5 月 24 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議にもとづいて、福島県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 48 年 7 月 13 日認可、福島県指令環衛第 121 号)

この定款は、昭和 53 年 5 月 19 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議にもとづいて、福島県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 53 年 6 月 14 日認可、福島県指令環衛第 312 号)

この定款は、昭和 54 年 5 月 29 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議にもとづいて、福島県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 54 年 10 月 19 日認可、福島県指令環衛第 737 号)

この定款は、昭和 61 年 5 月 30 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議にもとづいて、福島県知事の認可のあった日から施行する。

(昭和 61 年 6 月 13 日認可、福島県指令環衛第 377 号)

この定款は、平成 2 年 5 月 30 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議にもとづいて、福島県知事の認可のあった日から施行する。

(平成 2 年 6 月 11 日認可、福島県指令環衛第 305 号)

この定款は、平成 11 年 5 月 25 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議に基づいて、福島県知事の許可のあった日から施行する。

(平成 11 年 12 月 28 日許可、福島県指令生衛第 810 号)

この定款は、平成 15 年 5 月 26 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議に基づいて、福島県知事の許可のあった日から施行する。

(平成 15 年 6 月 30 日許可、福島県指令健第 5227 号)

この定款は、平成 16 年 5 月 19 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議に基づいて、福島県知事の許可のあった日から施行する。

(平成 16 年 8 月 17 日許可、福島県指令健第 5338 号)

この定款は、平成 17 年 5 月 25 日開催の通常総会において、一部改正に係る決議に基づいて、福島県知事の許可のあった日から施行する。

(平成 17 年 10 月 20 日許可、福島県指令健第 5496 号)